

# 報告（1）

## 令和4年第1回水戸市議会定例会質問及び答弁内容等について

### 1 会期

令和4年3月7日(月)から3月24日(木)まで 18日間

### 2 本会議の状況

#### (1) 発言通告の状況（教育委員会所管分）

区分	代表質問	議案質疑・一般質問
発言通告（全体）	5会派（6会派）	10議員（17議員）

#### (2) 質問及び答弁内容 22項目 29件

区分	質問内容
学校教育部門 (15項目 22件)	総合教育研究所の一般開放について※（1件） 学校施設の整備について※（2件） 学校の適正規模及び適正配置について※（1件） 通学路の安全対策について※（2件） いじめ・不登校への対応について※（1件） 学校給食について※（1件） 教職員の働き方改革について※（2件） 学力・体力向上について※（1件） 部活動について（4件） オンライン学習について（1件） 運動能力の低下について（1件） 学校プールと水泳授業について（2件） 人権教育について（1件） 武道教育について（1件） コロナ禍における教育の在り方について（1件）
社会教育部門 (3項目 3件)	図書館について※（1件） 文化財保護及び景観保全について（1件） 市立博物館について（1件）
子育て支援部門 (4項目 4件)	キッズゾーンについて※（1件） 市立幼稚園の再編について（1件） 保育士・幼稚園教諭の処遇改善について（1件） 開放学級について※（1件）

※は、代表質問の質問内容が含まれている項目

(3) 質問及び答弁要旨

<b>代表質問</b>	
質問者：魁, 水戸 木本 信太郎	答弁者：市長, 教育長
1 文化・教育行政について	
(1) 図書館建設について	
ア 南部図書館建設実現に向けた取組について	
質問内容：図書館行政について	担当課：中央図書館
<b>【質問要旨】</b> 人口が急増する南部地区への図書館整備が必要と考えるが、次期総合計画及び第4次図書館基本計画への位置付けに向けた検討状況を伺いたい。	
<b>【答弁要旨】</b> <b>市長答弁</b> 南部図書館建設に関する御質問にお答えいたします。 本市の図書館サービスにつきましては、第6次総合計画及び第3次図書館基本計画に基づき、市内を6つのサービス圏に分け、中央図書館をはじめとする6館体制のもと、各図書館が、利用者のニーズに応じたサービス展開や各地域の特徴、近隣施設の状況などを踏まえた特色ある運営を行っております。 議員御質問の <b>笠原地区を含む南部地区は、東部図書館のサービス圏と位置付けており</b> 、季節に応じたイベントの開催や周辺の学校との連携、隣接する公園の自然を生かした事業の実施など、地域住民の利用促進に努めております。 <b>現在、東部図書館のサービス圏は、千波地区や吉田地区、浜田地区など、特に人口が集積するエリアであり、さらには、笠原・吉沢・酒門地区は、人口集積とともに、人口増加率も高い地域となっているため、東部図書館は、たいへん多くの方に利用される図書館となっております。</b> このエリアでは、笠原地区など、南部を中心に、今後とも人口増加が見込まれますので、私といたしましても、南部地区への新たな図書館整備の必要性を強く認識しているところでございます。 そのため、現在、市内6つの図書館を核とする各サービス圏における地域の実情や利用者の状況、さらには、地域住民の意向調査などを行っており、今後、それらの分析結果を踏まえながら、次期総合計画及び第4次図書館基本計画の策定を進めていく中で、南部地区への新たな図書館整備を盛り込む方向で担当課のほうに指示してまいります。 今後とも、市民の皆様が生涯にわたり、自ら学び、考えるために必要となる資料や情報を提供する生涯学習の拠点として、その役割を果たせるよう、幅広い市民各層の利用促進に努めるとともに、利用満足度の高い魅力ある図書館づくりを進めてまいります。	

**(2) コロナが抑制された際に地域の様々な場所で勉強をしている子どもたちに水戸市総合教育研究所の1階奥のスペースを開放してはどうか。**

質問内容：総合教育研究所の一般開放について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

現在、受験シーズンや定期テスト前になると、県庁の25階や開発公社で勉強している児童生徒が多く、混雑しており、満席で使えない状況が見られる。

そこで、水戸市総合教育研究所の1階奥のスペースを勉強したい児童生徒に開放することができないか伺いたい。

**【答弁要旨】 教育長答弁**

水戸市総合教育研究所の1階奥のスペースの開放について、お答えいたします。

水戸市総合教育研究所は、本市教育の抱える今日的課題及び教育実践上の諸問題の調査・研究を目的とした教職員の研修を行うとともに、適応指導教室「うめの香ひろば」、就学相談会、教育相談室での教育相談、情緒障害通級指導教室「プラムルーム」等で活用しております。

教職員の研修では、教員対象の研修や事務職員対象の研修を年間通して行っております。また、適応指導教室のうめの香ひろばには、様々な理由で学校に登校できない児童生徒が安心して通える場となっております。さらに、就学相談会では、小学校入学を控えたお子さんのことで不安や心配がある御家庭を対象に、年間11回に分けて行っております。教育相談室での教育相談では、学校や友人関係等で心配や不安のある児童生徒や子育てに関する相談のある保護者が随時利用しております。また、令和2年度から情緒障害通級指導教室「プラムルーム」を開設しており、現在、11名の児童が毎日通級しております。

このように本研究所は、様々な理由で配慮を要する児童生徒や保護者が、他人の目を気にせず、誰にも会わずに安心して来所でき、児童生徒や保護者のプライバシーの確保が保たれる場所としても利用されております。

そのため、平日に学習場所として開放することは難しいと考えておりますが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束した際には、地域の方のニーズに応えるためにも、関係者に理解を得ながら、試験的に土曜日に開設させていただきたいと考えております。さらに、開設したことの課題等を見極め、本研究所の本来の業務との関連を検証しながら、長期休業期間に開放することについても検討してまいります。

(3) 学校施設整備について

ア 新年度予算、学校施設の緊急安全対策事業の対象及び優先順位について

(4) 学校長寿命化改良事業の進捗状況について

ア 計画の今後の見通しについて

質問内容：学校施設の整備について

担当課：学校施設課

【質問要旨】

学校施設は、老朽化が進行し、様々な不具合が出ている。令和4年度には、そうした不具合に対応するための予算として、2億3,000万円を計上している。どのようなものを対象に、どのような考え方で修繕を執行していくのか伺いたい。

本市では、学校の老朽化対策として、長寿命化改良事業を推進している。改修計画の考え方や改修実績について伺いたい。

【答弁要旨】 **市長答弁**

学校施設整備について、お答えいたします。

私は、市長就任以来、未来をリードする人材の育成は最重要課題であるとの認識のもと、学校施設においても、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごすことのできる環境づくりや多様化する教育内容に対応するための取組を実施し、教育環境の整備・充実に努めてまいりました。

**本市では、これまでに、校舎及び屋内運動場の耐震補強や非構造部材の耐震化を完了させるとともに、普通教室及び特別教室へのエアコンの設置を進めてまいりました。**

また、GIGAスクールの推進につきましても、高速大容量通信を可能にする新規校内LAN設備や一人一台タブレット端末、普通教室への大型提示装置の整備を完了し、学校の臨時休業期間中においても、学びを継続するための環境を整えたところです。

さらに、現在、校舎トイレの洋式化や**長寿命化改良事業等を推進しており、教育環境の整備・充実に多額の予算を投入し、重点事業として実施してまいりました。**

しかしながら、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす施設であり、子どもたちにとって、学びの場であり交流の場であることから、学校施設を良好に保つことは、長寿命化改良事業の位置付けの有無にかかわらず重要であると認識しており、**当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校の経年劣化に対しましても、適切な修繕が必要であると考えております。**

そのため、市内の小・中学校のうち、建設年度が古い学校を中心に、私が直接現地を訪問し、実際の状況を確認したところ、想像していた以上に学校施設の老朽化は進行しており、大小さまざまな修繕を要する箇所が散見されました。

その一部については、早急に対応するよう指示し、修繕を完了させておりますが、私は、これまでの2倍、3倍のスピード感をもって集中的に対応していく必要性を強く感じており、令和4年度の組織体制を強化するとともに、予算においては、学校施設の緊急安全対策事業として、大幅な増額を図り、修繕等に係る予算を2億3,000万円計上し、本議会に提案させていただいております。

学校施設の緊急安全対策事業の対象及び優先順位につきましては、学校へのヒアリング等により、リスト化した要修繕箇所や、施設の老朽化に伴い増加している突発的な緊急修繕箇所について、児童生徒の安全やライフラインに関わるものなどを最優先に修繕するとともに、予算の拡充により、修繕実施対象の裾野を広げ、細部にわたり不具合箇所の解消に努めてまいります。

**今後5か年を目途に集中的に緊急安全対策事業を推進し、老朽化が進む学校施設に対し、迅速に適切な修繕を実施し、児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに最優先で取り組んでまいります。**

次に、**学校長寿命化改良事業の進捗状況につきましては**、本市では、現在、学校の建物全体の老朽化対策といたしまして、改築事業と比べて、コストを抑えながら、建物の耐久性を高めるとともに、快適で機能的な教育環境を確保できる長寿命化改良事業による整備を推進しているところ です。

整備の方針といたしましては、建築後おおむね40年以上の校舎及び屋内運動場を対象に、建設年度の古い順にこれまでの改修状況や建物の状況等を勘案し、整備対象校を総合計画に位置付け、事業を実施しております。

これまで、校舎につきましては、**下大野小学校、上大野小学校、吉田小学校及び酒門小学校の1期工事を完成させるとともに、屋内運動場につきましても、浜田小学校、三の丸小学校及び内原中学校の工事を完成させております。**

また、現在進めている**渡里小学校校舎及び酒門小学校校舎の2期目の工事について、本年度補正予算として前倒しするとともに、石川小学校校舎の設計を行うなど、鋭意事業の進捗に努めているところであり、今後予定している寿小学校校舎及び梅が丘小学校屋内運動場の設計等について、令和4年度予算として、本議会に提案させていただいたところ です。**

校舎及び屋内運動場の長寿命化改良事業につきましては、引き続き、次期総合計画に位置付け、学校施設の整備を計画的に推進し、児童生徒の教育環境の向上に努めてまいります。

**(5) 少子化が進む時代における将来需要予測と施設長寿命化の関係、学校の適正規模及び適正配置について**

質問内容：学校施設の整備について

担当課：学校管理課

学校の適正規模及び適正配置について

学校施設課

**【質問要旨】**

市内の小学校には、大規模な学校もあれば小規模の学校もあり、その度合いも年々顕著になってきている。

今後について、コスト面を踏まえた長寿命化改良工事の実施や大規模改修工事による学校施設整備を進めて行くにあたり、学校の適正規模及び適正配置、並びに小規模校における「子どもの社会化」について、どのように向き合っていくのか、市長の考えを伺いたい。

**【答弁要旨】** **教育長答弁**

少子化が進む時代における将来需要予測と施設長寿命化の関係、学校の適正規模及び適正配置について、お答えいたします。

本市におきましては、少子化の進行により、市立学校の児童生徒数は全体として減少傾向となっております。そのため、一部の学校では小規模化が進んでおりますが、その一方で、人口増加地域におきましては、大規模化が進むなど、二極化の傾向が見られることから、今後の人口動態を的確に把握しながら、本市の現状に即した施設整備と適正規模・適正配置を、地域の実情を十分に勘案し進めることが、重要であると認識しているところでございます。

はじめに、将来需要予測と施設長寿命化の関係につきましては、長寿命化改良事業は、現在の施設の躯体を生かして、施設規模を維持しながら、建物の耐久性を高めるとともに、快適で機能的な教育環境を確保するものであります。

しかしながら、学校によっては、建設当時と現在の児童生徒数に変動があり、施設規模が、現在の児童生徒数に応じた必要規模を上回っている状況も想定されます。

したがって、**長寿命化改良事業の実施に当たりましては、各学校の建物の状況、児童生徒数の推移や近年の特別支援学級の増加傾向を含めた将来推計等を踏まえ、事業の設計段階において、必要な教室数等を精査し、事業コストを勘案しながら、児童生徒の生活動線を考慮し、普通教室や特別教室の機能を集約させて配置するなど、効果的な教育活動ができるよう検討を行っております。**

次に、学校の適正規模及び適正配置でございますが、学校教育法施行規則において、「学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。」と規定されております。

本市におきましては、平成22年8月に策定いたしました「水戸市立小中学校の適正配置に関する指針」において、本市の望ましい学校規模のあり方として、標準学級数につきましては、1学年に複数の学級があり、クラス替えが出来ることを基本とし、これに満たない小規模校については、地域の実情及び地理的状況等を踏まえ、必要に応じ、適正な在り方について個別に検証することとしております。

小規模校につきましては、個別指導が行いやすい、個別の活動機会を設定しやすい、児童生徒間の人間関係が深まりやすい等の利点がある一方、社会性の育成に制約が生じることをはじめ、教育指導上の課題もございます。そのため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、一定の集団規模が確保されていることが望ましいことから、小規模校のメリットを最大限生かしながら、デメリットの解決策や緩和策に積極的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域の特色を活かしながら、地域との連携事業や異学年合同授業、他校との合同校外授業等を実施するなど、魅力ある学校づくりに努めております。さらに、来年度から新たに、県内の大学と連携し、大学教授による出前授業やオンライン授業等を実施するための予算を本議会に提案させていただいたところでございます。

また、平成 26 年度から現在の国田義務教育学校、平成 30 年度から上大野小学校、下大野小学校、大場小学校を「小規模特認校」として指定し、少人数の教育の良さを生かした、きめ細やかな指導や特色ある教育を行っております。その成果として、学区外からも多くの児童生徒が小規模特認校に就学しており、学校や地域の活性化、複式学級の解消等にも繋がっております。

今後におきましても、学校が小規模であることのメリットを最大限生かすとともに、具体的なデメリットを分析し、保護者や地域の皆様と共有した上で、それらのデメリットを最小化するための工夫を講じながら、地域とともにある学校づくりに努めてまいります。

**代表質問**

質問者：公明党水戸市議会 五十嵐 博

答弁者：市長，教育長

**1 教育行政について****(1) 学校施設の老朽化対策について**

質問内容：学校施設の整備について

担当課：学校施設課

**【質問要旨】**

本市では、学校施設の老朽化対策として、基本的に長寿命化改良事業により整備を行っている。長寿命化改良事業の実績と今後の見通しについて伺いたい。

また、当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校施設についても、老朽化は進行し、看過できない状況にあると考える。こうした状況にどのように対応していくのか伺いたい。

**【答弁要旨】 市長答弁**

学校施設の老朽化対策について、お答えいたします。

私は、市長就任以来、未来をリードする人材の育成は最重要課題であるとの認識のもと、学校施設においても、児童生徒が安全・安心かつ快適に過ごすことのできる環境づくりや多様化する教育内容に対応するための取組を実施し、教育環境の整備・充実に努めてまいりました。

本市では、これまでに、校舎及び屋内運動場の耐震補強や非構造部材の耐震化を完了させるとともに、普通教室及び特別教室へのエアコンの設置を進めてまいりました。

また、GIGAスクールの推進につきましても、高速大容量通信を可能にする新規校内LAN設備や一人一台タブレット端末、普通教室への大型提示装置の整備を完了し、学校の臨時休業期間中においても、学びを継続するための環境を整えたところです。

さらに、現在、校舎トイレの洋式化や長寿命化改良事業等を推進しております。

この長寿命化改良事業は、改築事業と比べて、コストを抑えながら、建物の耐久性を高めるとともに、快適で機能的な教育環境を確保できるものであり、本市の学校施設の整備は、基本的に長寿命化改良事業により実施することとしております。

整備の方針といたしましては、建築後おおむね40年以上の校舎及び屋内運動場を対象に、建設年度の古い順にこれまでの改修状況や建物の状況等を勘案し、改修工事を実施することとしております。

これまで、校舎につきましては、下大野小学校、上大野小学校、吉田小学校及び酒門小学校の1期工事を完成させるとともに、屋内運動場につきましても、浜田小学校、三の丸小学校及び内原中学校の工事を完成させております。

また、現在進めている渡里小学校校舎及び酒門小学校校舎の2期目の工事について、本年度補正予算として前倒しするとともに、石川小学校校舎の設計を行うなど、鋭意事業の進捗に努めているところであり、今後予定している寿小学校校舎及び梅が丘小学校屋内運動場の設計等について、令和4年度予算として、本議会に提案させていただいたところです。

校舎及び屋内運動場の長寿命化改良事業につきましては、引き続き、次期総合計画に位置付け、学校施設の整備を計画的に推進してまいります。

私は、これまで、学校施設の耐震化やエアコン設置、トイレ洋式化や**長寿命化改良事業など、教育環境の整備・充実に多額の予算を投入し、重点事業として実施してまいりました。**

しかしながら、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす施設であり、子どもたちにとって、学びの場であり交流の場であることから、学校施設を良好に保つことは、長寿命化改良事業の位置付けの有無にかかわらず重要であると認識しており、当分の間、長寿命化改良事業の対象とならない学校の経年劣化に対しましても、適切な修繕が必要であると考えております。

そのため、市内の小・中学校のうち、建設年度が古い学校を中心に、私が直接現地を訪問し、**実際の状況を確認したところ、想像していた以上に学校施設の老朽化は進行しており、大小さまざまな修繕を要する箇所が散見されました。**

その一部については、早急に対応するよう指示し、修繕を完了させておりますが、私は、これまでの2倍、3倍のスピード感をもって集中的に対応していく必要性を強く感じており、令和4年度の組織体制を強化するとともに、予算においては、学校施設の緊急安全対策事業として、大幅な増額を図り、修繕等に係る予算を2億3,000万円計上し、本議会に提案させていただいております。

学校施設の緊急安全対策事業の内容といたしましては、学校へのヒアリング等により、リスト化した要修繕箇所や、施設の老朽化に伴い増加している突発的な緊急修繕箇所について、児童生徒の安全やライフラインに関わるものなどを最優先に修繕するとともに、予算の拡充により、修繕対象の裾野を広げ、細部にわたり不具合箇所の解消に努めてまいります。

今後、5か年を目途に集中的に緊急安全対策事業を推進し、老朽化が進む学校施設に対し、迅速に適切な修繕を実施し、児童生徒が快適に過ごすことができる環境づくりに最優先で取り組んでまいります。

## (2) 通学路の安全対策について

質問内容：通学路の安全対策について

担当課：学校保健給食課

### 【質問要旨】

昨年6月、千葉県八街市において発生した下校途中の児童が死傷する事故を受け、本市においても追加の通学路調査が実施され、安全対策が講じられてきたと聞いているが、その進捗状況と今後の取組について伺いたい。

### 【答弁要旨】 **市長答弁**

通学路の安全対策について、お答えいたします。

近年、登下校中の児童生徒が巻き込まれる事故の発生は、全国的に後を絶たない状況にあり、私は、この様な痛ましい事故から子どもたちを守るため、堅い決意と使命感をもって、日頃からの安全点検と通学路の整備推進に努めてきたところであります。

すなわち、水戸市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の現況調査や、関係機関との合同点検などを通じて、通学路の危険箇所を把握し、その解消に向けての対策を実施してまいりました。

特に、昨年6月、千葉県八街市において発生した、下校途中の児童が死傷するという悲惨な事故を受け、私は通学路の安全点検の徹底と危険箇所の解消に向けた対策を速やかに実施するた

め、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所などの新たな観点を踏まえ、直ちに通学路の現況調査や、警察等の関係機関とともに合同点検を実施したところであります。

この調査等により新たに報告された危険箇所については、早急に対応すべく、令和3年第3回市議会定例会において補正予算の議決をいただき、54箇所について、路側帯のカラー化や注意喚起の路面表示などの対策を講じてまいりました。県の道路管理者や警察による対策と併せ、今年度中に約70箇所の改善が図られる見込みでございます。

また、本議会におきましても、危険箇所の早期解消に向けて、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に、合わせて約4億円の整備費を計上したところであり、引き続き整備推進を図ってまいります。

今後とも、国、県の道路管理者や警察などの関係機関との連携を強化するとともに、必要な対策を速やかに実施し、通学路の安全確保に努めてまいります。

### (3) いじめ・不登校の対策について

質問内容：いじめ・不登校への対応について

担当課：教育研究課

#### 【質問要旨】

本市におけるいじめの認知件数の実情と推移、対策について伺いたい。

また、コロナ禍の状況で不登校の児童生徒が増えているのではないかと心配している。本市の不登校児童生徒の状況と、その対策について伺いたい。

#### 【答弁要旨】 **教育長答弁**

いじめ・不登校の対策についてお答えいたします。

はじめに、本市におけるいじめの認知件数の実情と推移、対策についてお答えいたします。

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等調査」における令和2年度の本市のいじめの認知件数は、小学校では2,240件、中学校では318件でございました。小・中学校ともに認知件数は前年度に比べ、減少が見られましたが、その一因としては、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活環境の変化や例年より年間授業日数が少なかったことが考えられます。私のいじめに対する認識としましては、教職員が日々の教育活動の中で児童生徒一人一人をきめ細やかに観察し、話に耳を傾けるよう努め、いじめを早期に発見し、重大事態に至る前に解消することが重要であると考えております。

いじめの内容につきましては、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが約半数を占めており、次いで軽くぶつかられたり、たたかれたりするなどが多く、それらで全体の約8割となっております。

また、いじめの解消については、国の定義により、少なくとも3か月間は、いじめがない状態とされております。令和2年度に認知した、いじめ事案の昨年度末における解消率は67.6%となっておりますが、昨年度末に未解消だった事案については、その後も継続して対応したことで、現状におきましては、全ての事案でいじめの行為はなくなり、見守り等の継続を必要とする2件を除く99.9%が解消しております。

いじめの対策としましては、全ての児童生徒に対し、年6回のアンケートを行うほか、いじめ・青少年相談ダイヤルから得た情報等をもとに、総合教育研究所のいじめ対応専門班が積極的に学校支援を行うとともに、各学校に学校いじめ対策委員会を設置するなど、今後とも発生する事案に対し、組織としてきめ細やかな対応と早期解決に向けた取組を行ってまいります。

さらに、近年のSNSによるいじめの増加に対応するため、全ての中学校において、ITジャーナリストを招いての講演会を実施しているところでございます。

今後とも、児童生徒の小さなサインを見逃さず、早期に対応できる体制づくりを図り、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめ問題の解決に努めてまいります。

次に、不登校の対策についてお答えいたします。令和2年度における全国の不登校児童生徒数は約19万6千人と過去最多となっております。その背景として、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化で生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が考えられます。本市におきましては、令和2年度の不登校児童生徒数は小学校174人、中学校319人となっており、前年度と比べ、小学校では微増、中学校では減少しております。

各学校におきましては、教室への登校が難しい児童生徒については、保健室などへの登校や放課後登校ができる場を提供しています。学校への登校が難しい児童生徒に対しては、定期的な家庭訪問や電話連絡を行うなど、学級担任を中心に多くの教員が関わりながら、児童生徒に寄り添った支援を行っております。

なお、臨時休業期間にオンライン授業に参加した不登校の児童生徒が、学校再開後も、引き続きオンラインで授業に参加している例も見られることから、今後は、学習支援にとどまらず、友達との交流活動や、スクールカウンセラーとの面談など、個々の状況に応じてタブレット端末を効果的に活用した支援に努めてまいります。

本市の取組としましては、総合教育研究所に「教育相談室」を設置し、不登校等、教育上の諸問題について来所や電話による相談を行っております。また、適応指導教室「うめの香ひろば」では、小学5年生から中学3年生までの不安や悩みを抱える児童生徒に寄り添い、安心して通級できるよう丁寧に関わりながら、個別学習への支援や少人数での体験活動を行っております。

さらに、「うめの香ひろば」利用についての保護者からの要望に対して、小学3年生からの段階的な受け入れのための指導員の増員や、家庭内の問題が原因で不登校になる児童生徒に対して、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを、現状では県からの派遣だけで対応しているところでございますが、学校からの要望も多いことから、本市独自にも配置することを本議会に提案させていただいております。

今後とも、不登校児童生徒、一人一人の状況に応じた支援体制の充実を図るとともに、チーム学校として不登校問題の解決に努めてまいります。

**代表質問**

質問者：水政会 福島 辰三

答弁者：市長

**1 市長の政治姿勢について****(1) 安全、安心のまちづくりについて****ア 通学路等の安全対策について**質問内容：通学路の安全対策について  
キッズゾーンについて担当課：学校保健給食課  
幼児教育課**【質問要旨】**

児童生徒の通学路や、未就学児が園外活動等において集団で移動する経路において、交通事故に遭遇する危険性があり、対策を講じるべきと考える。本市における児童生徒や未就学児を交通事故から守るための対策について、これまでの取組とその進捗状況、新年度における取組方針について伺いたい。

**【答弁要旨】**

通学路等の安全対策について、お答えいたします。

近年、登下校中の児童生徒や、園外活動中の園児が巻き込まれる事故の発生は、全国的に後を絶たない状況にあり、私は、この様な痛ましい事故から子どもたちを守るため、堅い決意と使命感をもって、日頃からの安全点検と通学路等の整備推進に努めてきたところであります。

すなわち、水戸市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の現況調査や、関係機関との合同点検などを通じて、通学路の危険箇所を把握し、その解消に向けての対策を実施してまいりました。

特に、昨年6月、千葉県八街市において発生した、下校途中の児童が死傷するという悲惨な事故を受け、私は通学路の安全点検の徹底と危険箇所の解消に向けた対策を速やかに実施するため、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所などの新たな観点を踏まえ、直ちに通学路の現況調査や、警察等の関係機関とともに合同点検を実施したところであります。

この調査等により新たに報告された危険箇所については、早急に対応すべく、令和3年第3回市議会定例会において補正予算の議決をいただき、54箇所について、路側帯のカラー化や注意喚起の路面表示などの対策を講じてまいりました。県の道路管理者や警察による対策と併せ、今年度中に約70箇所の改善が図られる見込みでございます。

また、本議会におきましても、危険箇所の早期解消に向けて、令和3年度補正予算及び令和4年度当初予算に、合わせて約4億円の整備費を計上したところであり、引き続き整備推進を図ってまいります。

次に、未就学児が日常的に集団で移動する経路における安全対策についてですが、令和元年5月に滋賀県大津市において発生した、散歩中の園児が死傷する事故を受け、本市では令和元年度に、市内の保育所、幼稚園等の園児が散歩などの園外活動等で通行する経路を対象に、関係機関と合同で緊急安全点検を実施いたしました。

**このとき把握した 59 箇所の危険箇所については、今年度までに、ガードレールや横断歩道の設置などの安全対策が完了しております。**

しかし、その後も、全国的にも子どもが犠牲になる交通事故が後を絶たないことから、私は、園児等に対する交通安全対策を今後も強化してまいりたいと考えております。そこで、**新たな取組として、未就学児が日常的に集団で移動する経路を、キッズゾーンとして設定し、交通安全対策を講じていくことといたしました。**

本議会に提案している令和4年度当初予算におきまして、キッズゾーンであることを知らせる路面表示のほか、車両の走行速度の抑制効果が見込まれるイメージランプ等の整備費や引率者が使用する横断旗の購入費用として約1,000万円を計上し、園外活動における未就学児の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、子どもたちを交通事故から守り、安心して教育や保育が受けられるよう、通学路等の安全対策を推進してまいります。

**代表質問**

質問者：誠和会 田口 米蔵

答弁者：市長

**1 市長の政治姿勢について****(1) 学校給食の堅持と充実について**

質問内容：学校給食について

担当課：学校保健給食課

**【質問要旨】**

学校給食については、食材料費の値上がりにより、食のバリエーションや提供カロリーの堅持が非常に困難となっていると伺っている。これまで、地場農産物を活用した食材やメニューなどに特別な予算措置を行い、学校給食の充実に努められてきたが、原材料の価格上昇に加え、原油価格の高騰による物流費や包装資材の価格上昇、人件費の増加などにより、学校給食の運営はさらに深刻な状況になると考える。

新年度は、給食支援のため大幅な予算の増額がなされた。そこで、支援の内容、今後の給食の堅持・充実に向けた考え方等について伺いたい。

**【答弁要旨】**

学校給食の堅持と充実についてお答えいたします。

学校給食は、成長期にある児童、生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供するとともに、食に関する正しい理解と適切な判断力を養うなど、食育推進のための生きた教材として重要な役割を担っております。

学校給食の運営経費については、学校給食法の規定により、光熱水費や食材料費の実費分は、学校給食費として保護者が負担することとなっておりますが、本市では、保護者の負担を軽減するため、光熱水費も市が負担しており、保護者には食材料費のみを負担いただいております。

**本市の学校給食費につきましては、平成 17 年度に現在の額に改定して以降、食材料の値上がりや消費税の引き上げなどにより、学校給食の運営は、大変厳しい環境におかれておりますが、保護者の経済的負担が増加しないよう、16 年間据え置いてまいりました。**

このような状況下においても、国が定める学校給食摂取基準に基づく栄養価を確保するため、米飯の調達方法の見直しや食材料の共同購入を進めるなど、調達方法や献立作成の工夫などにより、学校給食としての質を維持しているところでございます。

また、学校給食の内容の充実を図り、児童生徒にとって魅力ある給食を提供するとともに、本市の農業の振興と地産地消、食育の推進に寄与するため、平成 30 年度から、学校給食における地場農産物の活用促進事業を実施しております。

本事業は、地場農産物の食材料費として農林水産業費に計上し、毎年、段階的に拡大しており、本議会に提案している令和 4 年度予算案においては、1,500 万円増額し、6,000 万円を計上しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、原油価格の高騰等も相まって、食材料の調達価格の上昇傾向が続き、学校給食の運営は一段と厳しい状況となっております。

そのため、食材料費の一部を公費で負担する「子育て応援学校給食支援事業」として、緊急的に5,000万円を措置し、本議会に提案させていただきました。

材料費の価格上昇分につきましては、本来であれば、保護者に御負担をお願いするところではございますが、私は、本市の厳しい財政状況を踏まえながらも、保護者の新たな経済的負担の抑制を図るため、学校給食費の約10%に相当する食材料費の予算措置を決断いたしました。地場農産物の活用促進事業に、6,000万円、子育て応援学校給食支援事業に5,000万円、併せて1億1,000万円を重点的に財源配分し、健全に学校給食を運営してまいります。

**代表質問**

質問者：フォーラム水戸 佐藤 昭雄

答弁者：教育長

**1 教育行政について****(1) 教育環境の充実について****ア 教職員の働き方改革の現状と今後の取組について**質問内容：教職員の働き方について  
部活動について担当課：学校管理課  
教育研究課**【質問要旨】**

教職員の長時間勤務の改善が求められるなか、公立学校における教師不足の状況が、全国的に取り上げられており、茨城県における教師不足率は、上位に位置付けられている。教師不足は、長時間勤務の一因になっていると考えるが、本市における教師不足の状況と、教師不足の解消に向けた取組について伺いたい。

また、部活動についても、教員の長時間勤務の大きな要因になっていると考えるが、改善に向けた本市における取組として、部活動指導員と地域運動部活動推進事業の現状について伺いたい。

**【答弁要旨】**

はじめに、教職員の働き方改革の現状と今後の取組についてでございますが、教職員の長時間勤務の改善を図るため、これまでもおきまして、学校給食費の公会計化や校務支援システムの全校導入、学校弁護士相談事業等の取組を実施してきたところでございます。

一方で、さらに教職員の長時間勤務の改善を図るためには、教師不足を解消することが、有効であるとともに、喫緊の課題であると認識いたしております。

令和4年1月に、文部科学省から発表された「教師不足に関する実態調査」によりますと、令和3年5月1日時点で、学校に配当されている教員定数に対する不足数の割合である不足率が、茨城県におきましては、正規教員や常勤講師、40時間で1人分として換算される非常勤講師を合わせて、小学校で58人不足しており、0.64%、中学校で55人不足しており1.00%となっております。

本市におきましては、小学校で8.8人不足しており1.18%、中学校で4人不足しており0.89%となっておりますが、これらの不足している教員につきましては、生徒指導担当や少人数指導等の加配教員、担任外の教員等であり、児童生徒の指導に直接関わる学級担任は確保できている状況でございます。

しかしながら、教員定数は、県から配当される正規教員と講師によって満たすこととなりますが、現在、正規教員数の配当が十分と言えないことから、市において、多くの講師を確保しなければならないことが、大きな課題となっております。

そのため、県費負担教職員である正規教員の任命権は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、県教育委員会に属するとされておりますことから、より多くの正規教員数の配置について、茨城県市町村教育長協議会から、県に対し、強く要望しているところでございます。

さらに、正規教員で満たされない定数につきましては、臨時的任用職員として講師で補うこととなりますが、教員選考試験の志願倍率が以前に比べ低い傾向にあることから、教員選考試験合格を目指しつつ講師として働く方も減少傾向にあり、常勤講師の担い手が不足している現状がございます。

また、近年、正規採用の拡大に伴う若手教員の割合上昇を背景として、出産や育児等のために休暇をとる正規教員が増加しているため、より多くの講師を確保することが必要となっており、より一層、教員不足を講師確保により補充することが難しくなっている状況にあります。

そこで、本市では、講師不足の対策といたしまして、水戸教育事務所と連携しながら、講師志願者の把握に努めるとともに、近隣の大学を訪問し、卒業生や大学院生の紹介を依頼したり、退職教員へ直接電話をしたりするなど、講師としての勤務を働きかける取組を積極的に行っているところでございます。

今後におきましても、より多くの正規教員数の配置について、県に対し、さらに強く要望するとともに、講師確保に向けた市独自の取組を継続してまいります。

また、今後、国において、教育職員免許法の一部が改正となり、教員免許更新制が廃止される予定でありますことから、特に、これまでは、教員免許状の更新手続きの負担により、更新をしないケースがあった退職教員や教員免許状保有者等を対象として、積極的に講師としての勤務を働きかけるなど、教師不足の解消に、引き続き努めてまいります。

続いて、部活動指導員と地域運動部活動推進事業の現状についてですが、部活動は、中学校の教員の長時間勤務の大きな要因であり、部活動にかかる時間の縮減が重要であると認識しております。

国は、平成 29 年 4 月に部活動の円滑な運営と教員の働き方改革を目的として、部活動指導員を制度化いたしました。本市は、他市町村に先がけて、平成 30 年度に 4 校の中学校に 5 名を任用いたしました。本年度は、全ての中学校に 27 名の部活動指導員を任用しております。教員のかわりに部活動の指導や練習計画の作成、大会の引率等、専門的知識を生かした指導が 2 月末現在で合計 3,240 時間が行われ、教員の負担軽減を図ることができております。

さらには、生徒の専門的技能の向上にとどまらず、練習に臨む心構えやけがの未然防止に向けた指導など生徒が心身ともに成長するための支援をしております。教員は、休日の部活動指導を任せることや平日の部活動の時間に並行して授業の準備や生徒の相談にのるなどの時間に当てることができております。

次に、地域運動部活動推進事業の現状についてお答えします。

国は、令和 2 年 9 月に、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、具体的な実現方策やスケジュール等の方針を示したところであります。

さらに、国は令和 3 年度から地域運動部活動推進事業を実施し、令和 5 年度以降の休日の部活動の段階的な地域との連携による活動への移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むために拠点校において実践研究を実施し、研究成果を普及

することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることにしました。

県内ではつくば市の中学校と本市の双葉台中学校がモデル校に指定され、実践研究を実施いたしました。双葉台中学校の男子バスケットボール部など5つの部活動においては、運営団体であるNPO法人から専門的な指導を行う指導者が派遣され、土日のいずれかの日に1回3時間程度の活動を行いました。受益者負担となる費用については、双葉台中学校後援会からも御支援をいただきながら運営いたしました。

双葉台中学校での研究の成果として、地域運動部活動に参加した生徒や保護者からは、専門的な指導を受けたことで大会において活躍できたとの声や練習内容、練習プログラムに対して約8割が満足しているとのアンケートの回答が寄せられております。指導経験のない教員からは、多大な負担のあった部活動指導時間が減り、時間のゆとりが生まれたことで、平日の生徒との関わりの時間が増えたとの報告や、教材研究等に余裕をもって取り組めたとの報告を受けております。

今後におきましては、双葉台中学校での成果や課題である人材確保や受益者負担の在り方などについて、丁寧に検証し、国や県の有識者会議の動向を踏まえながら、休日の部活動の地域移行推進に努めてまいります。

以上のように、教師不足の解消や、部活動等による教員の負担軽減に取り組むことで、教員の長時間勤務の改善に努めているところでございます。今後におきましても、継続して取り組んでいくとともに、定数拡充等について中核市教育長協議会から国に対し、引き続き要望していくなど、さらに教職員の業務負担軽減を図り、働き方改革を推進していくことで、教員の児童生徒と向き合う時間の確保に努めてまいります。

#### イ コロナ禍における学力・体力向上への取組について

質問内容：学力・体力向上への取組について

担当課：教育研究課

##### 【質問要旨】

コロナ禍において、児童生徒の学力や体力が低下しているのではないかと懸念がある。本市として、コロナ禍における学力・体力向上への取組について伺いたい。

##### 【答弁要旨】

コロナ禍における学力・体力向上への取組について、お答えいたします。

まず、コロナ禍における児童生徒の学力向上への取組についてお答えいたします。

昨年8月末から9月末にかけて、国の緊急事態宣言及び県の非常事態宣言への対応として、市立学校全校を臨時休業・分散登校とした際、本市としても、はじめて、児童生徒1人1台端末を活用し、家庭と学校をつなぐ同時双方向型のオンライン授業を実施いたしました。多くの職員が不安を抱えながらも、ICT支援員による個別的な支援体制のもと、危機感を持って取り組んだことで、一定の成果を得られたものと認識しております。

しかしながら、過去に例のない取組に対し、緊急的な対応だったこともあり、端末の操作や通信環境への接続等に関するトラブルも少なくありませんでした。

また、オンライン授業の内容等に関する検討も十分ではなく、登校再開後、オンライン授業期間中における学習内容の確実な定着を図るため、確認テストで児童生徒の理解度を確認し、補充

授業等により、個別的なフォローアップを行いました。

総合教育研究所では、この期間における様々な実践と課題を取りまとめて全体に共有するとともに、指導主事による学校訪問や教員研修を実施し、各学校においても、積極的に校内研修が行われましたので、教員のICT活用能力は大きく向上いたしました。また、児童生徒1人1台端末の運用開始から半年以上が経過し、児童生徒の端末の操作に関するトラブルもほとんどなくなりました。

そのため、今年1月以降、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖、まん延防止等重点措置における小学校全校の臨時休業、高校入試への対応として市独自に実施した中学3年生の臨時休業の際には、どの学校においても、速やかに、オンライン授業を実施する体制に移行することができております。

なお、オンライン授業の内容につきましても、児童生徒が発表する機会や話し合いの時間を多く設けるなど、より効果的で充実したものとなり、確かな学力が身につけられるよう、様々な工夫をしているところであります。

また、オンライン授業における学校と家庭の通信の円滑化を図るため、学校の通信環境の改善について、本議会に提案させていただいております。

次に、コロナ禍における体力向上への取組についてお答えいたします。

令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、度重なる学校の臨時休業や不要不急の外出の制限が行われるなど、児童生徒を取り巻く生活環境は、大きく変容いたしました。

毎年度、小学5年生と中学2年生を対象に実施されている「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」について、今年度の結果を、コロナ禍前の令和元年度の結果と比較しますと、全国的に児童生徒の体力低下が進行している状況は明らかです。

本市の児童生徒の体力レベルは、ほぼ全ての項目で県の平均を上回り、全国でも上位を維持しておりますが、令和元年度の水準と比べると低く、本市においても、体力向上は課題となっております。

各学校におきましては、この調査の結果を踏まえ、それぞれの実情に応じて策定した「体力アップ推進プラン」に基づき、課題を解決するための取組を実践しているほか、水戸市教育会が実施する授業研究会の公開授業や研究、協議の機会を活用し、体育主任を中心に、体育の授業力の向上を図るなど、児童生徒の体力向上のための取組を積極的に推進しております。

コロナ禍において、平常時と同じように、児童生徒の学力・体力を向上させることは困難な面もございますが、学校に登校できる期間を大切にしながら、全ての児童生徒の可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現、及び、日常的に運動やスポーツに取り組む習慣の定着を図り、児童生徒のさらなる学力・体力向上と健康増進を目指すとともに、学級閉鎖や臨時休業期間等においても、児童生徒1人1台端末の効果的な活用と創意工夫、登校再開後のフォローアップにより、学力や体力の低下の防止に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：公明党水戸市議会 高倉 富士男

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) 教職員の働き方改革について**

- ア 本市における教員不足等の現状と対応について
- イ 学校現場における業務改善について
- ウ 地域運動部活動の効果と今後の取組について

質問内容：教職員の働き方改革について  
部活動について

担当課：学校管理課  
教育研究課

**【質問要旨】**

令和4年1月に文部科学省より発表された「教師不足」に関する実態調査によると、茨城県における教師不足は深刻な状況にあることが伺える。本市として、どのような教師不足の状況にあり、また、その状況に対してどのように対応しているのか伺いたい。

また、平成31年1月に中央教育審議会より、これまで学校・教師が担ってきた業務について「基本的には学校以外が担うべき業務」「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに分類されている。そこで、本市においては、学校現場の業務改善に向けて、どのように取り組んでいくのか伺いたい。

さらに、本市では、国の令和3年度地域運動部活動推進事業の指定を受け、休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究を実施した。モデル校である双葉台中学校の取組の効果と今後の取組について伺いたい。

**【答弁要旨】**

はじめに、本市における教員不足等の現状と対応についてですが、教員の働き方改革を推進していく上で、教員不足を解消することは必要不可欠であり、喫緊の課題であると認識しております。

令和4年1月に、文部科学省から発表された「教師不足に関する実態調査」によりますと、令和3年5月1日時点で、学校に配当されている教員定数に対する不足数の割合である不足率が、茨城県におきましては、正規教員や常勤講師、40時間で1人分として換算される非常勤講師を合わせて、小学校で58人不足しており、0.64%、中学校で55人不足しており、1.00%となっております。

本市におきましても、小学校で8.8人不足しており1.18%、中学校で4人不足しており0.89%となっております。これらの不足している教員につきましては、生徒指導担当や少人数指導等の加配教員、担任外の教員等であり、児童生徒の指導に直接関わる学級担任は確保できている状況でございます。

しかしながら、教員定数は、県から配当される正規教員と講師によって満たすこととなりますが、現在、正規教員数の配当が十分と言えないことから、市において、多くの講師を確保しなければならないことが、大きな課題となっております。

また、正規教員で満たされない定数につきましては、臨時的任用職員である講師で補うこととなりますが、講師志願者も減少傾向にございます。

そのため、本市では、正規教員の任命権者である県に対し、より多くの正規教員数の配置を要望するとともに、水戸教育事務所と連携しながら、講師志願者の把握に努めております。さらに、近隣大学への訪問や退職教員への依頼など、講師としての勤務を働きかけるための取組を積極的に行っております。

今後につきましても、教員の欠員解消に向け、県に対し、定数配置を強く要望するとともに、講師確保に向けた取組を継続してまいります。

次に、**学校現場における業務改善について**ですが、平成31年1月の中央教育審議会の答申では、これまで学校や教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を、「基本的には学校以外が担うべき業務」、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つに整理し、社会との連携を重視・強化することが示されました。

本市におきましては、これまでも教職員の業務負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、教職員の働き方改革に取り組んでまいりました。

これらの取組を、この3つの分類に整理いたしますと、「基本的には学校以外が担うべき業務」では、スクールガードによる登下校時における児童生徒の見守り活動やスクールボランティアによる花壇整備など、地域人材の活用を図るとともに、学校給食費の公会計化等にも取り組んでまいりました。

次に、「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」では、中学校の部活動において、部活動指導員の活用を図っているところでございます。

次に、「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」では、学力向上サポーターを全校に配置し、ティーム・ティーチングによる授業補助や授業準備、学習評価等の補助的業務を行うとともに、校務支援システムを導入しております。

また、本市では、**市学校長会や教頭会等の代表、中堅教員や若手教員、地域や保護者の方々から御意見を伺いながら、令和3年2月に、「水戸市教職員の働き方改革基本方針」を策定したところ**でございます。

現在は、この方針に基づき、教職員の業務負担軽減に向けた取組を推進しているところであり、本年度は新たに、勤務時間外の緊急を要しない電話対応に係る教職員の負担軽減を図るため、自動音声応答装置の全校設置や、学校長が気軽に、直接、弁護士相談ができる学校弁護士相談事業などにも取り組んでおります。

一方で、中央教育審議会の答申において、「基本的には学校以外が担うべき業務」として整理されている、地域ボランティアとの連絡調整や、放課後から夜間における見回り活動などの対応については、地域と連携しながら取組を進める必要がございます。

今後におきましては、各学校に設置されている、学校運営協議会等において、議論を深め、地域に理解と必要な協力を求めるとともに、様々な視点から学校現場における業務改善に努めてま

います。

次に、地域運動部活動の効果と今後の取組についてお答えいたします。

**国は**、令和2年9月に、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、具体的な実現方策やスケジュール等の方針を示したところであります。

さらに、令和3年度から地域運動部活動推進事業を実施し、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域との連携による活動への移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むために拠点校において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることとしました。

県内ではつくば市の中学校と本市の双葉台中学校が、県の実践研究のモデル校に指定され、昨年5月から本年2月までを期間として実践研究を実施いたしました。双葉台中学校の男子バスケットボール部など5つの部活動においては、運営団体であるNPO法人から専門的な指導を行う指導者が派遣され、土日のいずれかの日に1回3時間程度の部活動指導を行いました。受益者負担となる費用については、双葉台中学校後援会からも御支援をいただきながら運営いたしました。

双葉台中学校の研究の成果として、地域運動部活動に参加した生徒・保護者からは、専門的な指導を受けたことで大会において活躍できたとの声や練習内容、練習プログラムに対して約8割が満足しているとのアンケートの回答が寄せられております。指導経験のない教員からは、多大な負担のあった部活動指導時間が減り、時間のゆとりが生まれたことで、平日の生徒との関わりの時間が増えたとの報告や、教材研究等に余裕をもって取り組めたとの報告を受けております。また、休日に地域移行した部活動の顧問教員の勤務時間を調査したところ、時間外勤務時間が大きく減少しております。

研究成果を普及する方法や課題を検証するため、総合教育研究所において、市中体連会長や民間スポーツクラブ、保護者等の委員からなる検討・運営会議を開催し、今後の部活動の在り方等について協議を行っております。検討・運営会議では、研究成果を市内へ発信していくことや課題である運営団体や指導者の確保、受益者負担の在り方などを検証していくことで市内全域への展開が推進されるなどの御意見をいただいたところでございます。

今後におきましては、双葉台中学校での成果や課題である人材確保や受益者負担の在り方などについて丁寧に検証し、国や県の有識者会議の動向を踏まえながら、休日の部活動の地域移行推進に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：立憲みと 滑川 友理

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) オンライン学習への対応について**

**ア 家庭の通信環境の整備について**

質問内容：オンライン学習について

担当課：学校管理課

**【質問要旨】**

オンライン学習に伴う通信費については、要保護世帯へは全額支給されているが、準要保護世帯については、月 1,000 円の支給と伺っており、それでは足りないと感じている。経済的な理由により、通信環境を整備できないため、学習環境に格差が生じることのないようにすることが重要である。そこで、本市では、今後どのように対応していく方針なのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

はじめに、オンライン学習への対応についてですが、家庭の経済状況によって、その学習内容が左右されることなく、子どもたちが等しく学ぶ機会を得ることができるよう、教育環境を整備することは、大変重要であると認識しております。

本市におきましては、臨時休業等により、オンライン学習が実施された場合には、生活保護世帯及び準要保護児童生徒に対し、オンライン学習に係る通信費を支給しております。

生活保護世帯に対しましては、生活保護制度において、新たに通信環境を整備した場合など、教材代として、必要な額が支給されております。

一方、準要保護児童生徒に対しましては、既に通信環境が整備されている場合におきましても、オンライン学習通信費として、児童生徒一人当たり月額 1,000 円を支給しております。

この準要保護児童生徒に対するオンライン学習通信費につきましては、学校の教育活動として行われるオンライン学習等に必要な通信費を対象とするものでありますが、家庭における通信環境は、それ以外にも利用できますことから、適正に支給するためには、一定の基準を設ける必要がございます。

そのため、本市では、学用品費やクラブ活動費等と同様に、国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を基準とし、支給額を算定しております。

令和 3 年 10 月に、県内 44 の市町村を対象に行われた調査によりますと、オンライン学習通信費を支給することとしている、本市を含めた 16 の市町村は、いずれも本市と同様に、国の予算単価に基づき、月額 1,000 円、又は年額で 12,000 円を支給することとしております。

また、本市では、オンライン学習に係る通信費の支給とあわせて、通信環境の整備が必要な家庭には、モバイルルーターを貸し出すとともに、通信環境の整備が間に合わない場合には、学校の通信環境を利用して学習ができるよう、学校を開放するなど、学びの環境整備にも努めているところでございます。

今後におきましても、国や他市町村の状況を注視しながら、全ての子どもたちが、安心して学ぶことができる教育環境の整備に努めてまいります。

(2) 子どもたちの運動能力低下について

ア 本市の現状や問題分析について

イ 保護者への情報提供について

質問内容：運動能力の低下について

担当課：教育研究課

【質問要旨】

令和3年度の全国体力・運動能力調査の結果は、過去10年の中でも最低水準となっており、子どもたちの運動能力が低下しているが、そのような状況について本市の考えを伺いたい。また、本市の子どもたちの特徴及び問題点を伺いたい。

また、子どもたちの運動能力の低下や肥満などを解消するためには、教員だけでなく保護者の協力が重要であると考えますが、子どもたちの運動能力低下の現状及びそれに伴うリスクに関する保護者への情報提供について伺いたい。

【答弁要旨】

子どもたちの運動能力低下について、お答えいたします。

令和元年度末以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、度重なる学校の臨時休業や不要不急の外出の制限が行われるなど、児童生徒を取り巻く生活環境は、大きく変容いたしました。

毎年度、小学5年生と中学2年生を対象に実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の今年度の結果を、コロナ禍前の令和元年度の結果と比較しますと、全国的に児童生徒の体力低下が進行している状況がみられます。

はじめに、本市の現状や問題分析についてでございますが、本市の児童生徒の体力レベルは、全国の上位に位置している本県の平均をほぼ上回り、高い水準を維持しておりますが、令和元年度と比べると低下傾向にあり、特に小学5年生男子のボール投げでは、全国平均を下回り、本市においても、体力向上は課題となっております。

各学校におきましては、この調査結果を踏まえ、それぞれの実情に応じて策定した「体力アップ推進プラン」に基づき、課題を改善するための取組を行っております。例えば、ボール投げにおいては、体育の準備運動にボール投げを取り入れるとともに、正しいフォームで投げる練習を行うなどの取組を実践し、投げる力の向上を図っております。

議員御指摘のとおり、児童生徒が楽しみながら運動やスポーツに取り組むことができるよう授業を工夫していくことは重要ですので、各学校においては、準備運動に鬼ごっこなどの遊びの要素を取り入れるなど、楽しく運動ができる取組を行っております。また、苦手意識や恐怖心を和らげるために、ハードルでは能力に応じて高さを変えたものを用意したり、バレーボールでは柔らかい素材のボールを使用するなど、道具を工夫した取組みも行っております。

次に、保護者への情報提供についてですが、体力テストの結果につきましては、各学校において、一人一人の結果が記載された個票を保護者に配布し、児童生徒の運動能力を把握できるようにしております。児童生徒の健康状態につきましては、各学校で実施する健康診断の結果を保護者へ伝えるとともに、健康上注意が必要な児童生徒につきましては、医療機関への受診を勧めております。

また、学校から家庭に対し、毎月配布している保健だよりを活用し、食生活や睡眠などの生活

**習慣をよりよくするための情報を提供しているところでございます。**

今後におきましても、児童生徒が日常的に運動やスポーツに取り組む習慣の定着を図るとともに、家庭の協力を得ながら、児童生徒の体力向上と健康の維持・増進に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：立憲みと 萩谷 慎一

答弁者：教育部長

**1 小学校授業における民間スポーツジム等のプール施設の使用について**

- (1) これだけ大きな方針転換の報告が実施直前になった理由について
- (2) 児童への教育効果について
- (3) 民間施設を利用することへのリスク対応について

質問内容：学校プールと水泳授業について

担当課：学校施設課  
教育研究課**【質問要旨】**

学校の水泳授業の実施方法の転換という重要な方針転換を行う際には、十分な検討期間と市民への説明が必要であり、少なくとも来年度は、学校や市民を交えた検討期間とすべきと考えるが、見解を伺いたい。

また、これまでの自校プール方式と比べ、どのような点で教育効果が高いと考えるか。また、移動時間がかかることや、必ずしも最寄りの施設に配置されていないなどの弊害もあると考えるが、どのように解消していくのか。さらに、保護者への費用面での負担増などは生じないのか伺いたい。

特に民間施設の場合、事業採算性が重視されるものとする。不採算となった場合の使用料の値上げや撤退、施設の修繕等により使えないといったリスクもあると考えられるが、どのような対応を図っていくのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

小学校授業における民間プール施設の使用について、お答えいたします。

はじめに、議会への御説明の時期に関する御質問についてでございますが、学校プールのあり方に関する代表質問を、令和元年第3回市議会定例会においていただいております。その際、屋内プールの一層の活用も視野に入れ、夏季以外にも年間を通して実施できる体制を整えるとともに、学校プールのあり方について検討を進めることなどについて、御答弁させていただいた経緯がございます。

この度、子どもたちにとって良好な水泳環境、年間計画に沿った授業の実施などの視点から検討を重ね、学校外の屋内プール施設を活用しての水泳授業の実施に向けての考え方がまとまりましたことから、令和4年度予算の審議に先立っての内容を含むものではありませんが、今後の学校の水泳授業の実施方法を転換するものであることを踏まえ、本年1月の文教福祉委員会において、あらかじめ御説明させていただいたところであります。

次に、児童への教育効果についてお答えします。

水泳授業は、例年6月中旬から7月下旬にかけて実施しておりますが、梅雨の時期と重なり、天候や気候の影響を受け、計画どおりに実施できないことがございます。一方、屋内プールを活用しての水泳授業は、年間計画に沿って確実に実施でき、計画どおりに水泳の技能を身につけさせることができるようになります。室温や水温が一定に管理されているため、児童の体調面への

影響も少なくなります。

また、これまで教職員がプールの清掃や日々の維持管理に費やしていた時間を、子どもたちと向き合う時間に当てることができ、水泳の授業だけでなく、多くの場面で教育効果が高まることが期待できます。さらには、外部人材の活用により、水泳授業の充実が見込まれます。市学校長会からも、学校外の屋内プール施設の活用に向けた要望をいただいております。

本年度、試行的に民間施設を活用し、水泳授業を実施した梅が丘小学校においては、子どもたちからは「屋内プールなので風もなく寒くない」、「温水なのでずっと入っていただける」など、天候に左右されることなく授業が実施できることへの喜びの声が届いております。

また、教職員からは「水泳への興味関心が高まり意欲的に取り組む児童が増えた」など、子どもたちの変化を実感しているといった意見が寄せられています。保護者からは「これまでプールを嫌がっていたが、今年は積極的に参加するようになった」、「より良い環境になってありがたい」などの反響がございます。

次に、学校外プール施設までの移動についてですが、移動中は、授業の一環として、水泳学習の事前指導や振り返り指導を行うなど、時間を有効に使いながら、より効果的な水泳授業の実施に努めてまいります。また、それぞれの学校が使用する施設につきましては、全ての学校が20分以内で移動できる施設となることを基本とし、利用人数や学級数などを考慮し、総合的に調整しております。

なお、学校外プール施設の活用には、移動のためのバス代、施設使用料等が生じますが、水泳授業の実施に係る費用でありますので、全て市が負担するものとしております。

次に、民間施設を利用することへのリスク対応についてですが、議員が御心配されている、使用料の値上げや施設の修繕等の事情により、使用できなくなるといったリスクについて、どう対応するかとのことですが、計画どおりの授業時数を確保できるよう、民間施設と十分に事前の調整を行い対応してまいります。

本事業につきましては、小学校の水泳授業について、順次、従来からの転換を図り、良好な水泳環境である学校外の屋内プールを活用して実施するものであり、子どもたち、教職員、保護者から多くの期待が寄せられているものでありますことから、しっかりと準備をし、水泳授業の円滑な運営に努めてまいります。

## 2 チームラボ「偕楽園光の祭」と偕楽園の景観について

### (1) 照明機材等の設置が文化財保護や景観保全に与える影響について

質問内容：文化財保護及び景観保全について

担当課：歴史文化財課

#### 【質問要旨】

照明機材等の設置が、文化財保護や景観保全に与える影響、特に、文化財の構成要素である梅の木への影響があるのかどうか、見解を伺いたい。

#### 【答弁要旨】

チームラボ「偕楽園光の祭」と偕楽園の景観についての一般質問のうち、照明機材等の設置が文化財保護等に与える影響についてお答えいたします。

偕楽園は、天保13年(1842年)、第9代藩主徳川斉昭によって開設された庭園でございます。

大名が楽しむ場という、伝統的な庭園の思想にとらわれず、武士や民衆が偕ともに楽しむための近代的な公園に転換を図ったことが評価され、大正 11 年に国の史跡及び名勝に指定されました。

はじめに、現状変更申請の手続についてであります。国指定文化財においては、施設を改修するなど、現状を変更しようとする場合、文化財保護法に基づき所定の手続を行い、国の許可を得る必要があります。許可手続に際しては、現状変更を行う者が、申請書を市に提出し、市は、意見書を付したうえで、県をとおして国に進達することが原則となっております。

一方、同法には、文化財への影響が軽微である場合、現状変更手続を要しないとの規定があり、偕楽園につきましては、平成 19 年に県が策定した「偕楽園保存活用計画」に、手続を要するもの・要しないものの範囲が明記されております。

御質問の照明機材の設置につきましては、同計画の「手続を要しないもの」の中に位置付けられている「催事に伴う仮設物の設置」に該当するため、文化庁への現状変更申請は不要となっております。

次に、**照明機材の設置に伴う梅の木などへの影響についてでございますが、照射時間は午後 6 時から約 3 時間に限定され、かつ、2 か月間という短期間の催事であることから、樹木の生育への影響はないものと考えております。また、照明施設や配線は全て地上に置かれ、樹木の根を傷つけるなどの行為はなく、文化財への影響がないことを確認しております。**

今後とも、国や県と連携しながら、本市の貴重な文化財である偕楽園を将来に守り伝えるため、適切な保護・保存・活用に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：日本共産党水戸市議団 中庭 次男

答弁者：教育部長

**1 幼稚園行政について**

**(1) 市立幼稚園の廃止計画の中止と幼稚園教育の充実について**

質問内容：市立幼稚園の再編について

担当課：幼児教育課

**【質問要旨】**

「水戸市立幼稚園の再編方針」では、見川幼稚園、寿幼稚園、吉田が丘幼稚園及び笠原幼稚園の4園について、園児数の推移をみて廃止を検討するとしている。見川幼稚園は地元の寄付で建設され、存続してほしいとの要望が出されており、その他の幼稚園も地元の身近な幼稚園として親しまれている。廃止ではなく存続を求めるが、見解を伺いたい。

また、幼稚園教育の充実のため、3年保育やバス送迎、給食などを実施すべきと考えるが、見解を伺いたい。

**【答弁要旨】**

市立幼稚園の廃止計画の中止と幼稚園教育の充実について、お答えいたします。

本市では、共働き世帯の増加に伴う保育需要の増大や、3歳児以上を対象とする「幼児教育・保育の無償化」などにより、保育所や認定こども園への入園希望者が増加する一方、4・5歳児を対象とする市立幼稚園への入園希望者が減少しております。

さらには、保育所待機児童の解消に向け整備を進めてきた、3歳未満児を対象とした、小規模保育施設の卒園児の受け皿確保等の課題を解決するため、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ、認定こども園への移行を柱とした、**市立幼稚園の再編方針を令和元年度に策定し、計画的に施策を進めております。**

これまでに、**稲荷第一幼稚園・常澄保育所並びに内原幼稚園・内原保育所を、幼保連携型認定こども園に移行したほか、令和3年度から、石川幼稚園を、3・4・5歳児を対象とし、教育・保育を一体的に行う幼稚園型認定こども園に移行いたしました。**

令和4年度からは、**浜田幼稚園及び常磐幼稚園の2園を幼稚園型認定こども園に移行するとともに、緑岡幼稚園、酒門幼稚園の2つの幼稚園においては、新たに3年保育を開始することとしております。**

また、民間施設におきましても、令和4年4月に、2か所の小規模保育施設が保育所へ移行するほか、3か所の保育所において、定員を拡大するなど、保育体制や環境の充実が図られておりますことから、議員御質問の、再編方針で、園児数や保育所待機児童数の推移を注視することとしている、見川幼稚園などの幼稚園については、民間施設や保護者ニーズ、入園希望者の状況を踏まえ、今後の方向性について判断してまいりたいと考えております。

次に、幼稚園教育の充実についての御提案についてですが、これまでも、市立幼稚園の魅力を高めるために、給食の提供や、預かり保育時間の延長などの取組を、モデル事業として行ってまいりました。

また、送迎バスについては、稲荷第二幼稚園、妻里幼稚園においても運行してまいりましたが、

いずれも園児が集まらず、廃園となるなど、十分な効果は見込まれないものと考えております。

今後におきましても、保育ニーズを見極め、より質の高い教育・保育環境の提供に努めてまいります。

一般質問

質問者：フォーラム水戸 飯田 正美

答弁者：教育部長

1 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について

- (1) 補助対象となる民間施設、職種、適用期間終了後の対応について
- (2) 民間保育士等の処遇改善の確認方法は。

質問内容：保育士・幼稚園教諭の処遇改善について

担当課：幼児教育課

【質問要旨】

補助対象となる施設において、調理員などの保育士以外の職員も処遇改善の対象になるのか。当該事業は、実施期間が2月から9月までとなっているが、10月以降の対応について伺いたい。また、補助対象となった民間施設において、処遇改善が行われたかどうかの確認方法について伺いたい。

【答弁要旨】

保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業について、お答えいたします。

はじめに、補助対象となる民間施設、職種、適用期間終了後の対応についてですが、**保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業は**、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の一つとして、令和3年11月に閣議決定されました。**新型コロナウイルス感染症への対応の最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善のため、賃上げを行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度、月額約9千円を引き上げるための措置を実施することを目的として**います。

処遇改善の対象は、保育所、幼稚園、認定こども園等の特定教育・保育施設に勤務する職員とされており、具体的には、保育士や幼稚園教諭だけでなく、調理員や栄養士、事務職員など、法人役員を兼務する施設長を除く、施設に勤務する全ての職員が対象となります。

市内には、民間施設が94か所ございますが、本年1月に実施した意向調査において、9割を超える施設が、本事業を活用した処遇改善を希望していることから、今議会において、民間施設における保育士、幼稚園教諭等の処遇改善に要する経費約1億7,000万円を、令和3年度補正予算案として提案しているところであります。

また、この処遇改善臨時特例事業は、令和4年2月分から9月分までの期間を対象に賃金改善を行うものとされており、10月分以降については、今後、国が、保育所等の運営経費の算定基準の見直しを行うこととなっており、処遇改善の効果の継続を図る予定であります。

次に、民間保育士等の処遇改善の確認方法についてですが、各施設に対し賃金改善実績報告書の提出を求める予定です。処遇改善の対象となった職員の賃金台帳や給与規程を併せて提出していただき、市がチェックすることにより賃金改善が確実に行われたことを確認し、適正な事業の遂行に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：魁，水戸 渡辺 政明

答弁者：教育部長

**1 人権侵害とその本質，人としての在り方について**

(1) 人権教育として文部科学省初等中等教育局から各都道府県の教育委員会へアニメーション「めぐみ」を生かすよう指示通達がありました，人権に差別や区別は無いと考えるが，教育現場での指導，取組と，児童・生徒への命の大切さや人権尊重・無視の問題と現況，その人権教育が性の多様性などに偏っている声を耳にするが実態について

質問内容：人権教育について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

文部科学省初等中等教育局から各教育委員会へアニメーション「めぐみ」を生かすよう指示通達があったが，本市の教育現場における指導，取組と，昨今の人権教育についての取組が性の多様性などに偏っているように思うが，教育現場における児童生徒に対する人権教育の取組の実態について伺いたい。

**【答弁要旨】**

アニメーション「めぐみ」を生かした教育現場での指導・取組と，教育現場における児童生徒に対する人権教育の取組の実態について，お答えいたします。

子どもたちが命の大切さを認識し，自他を認め合いながら人間関係を形成することは大変重要であり，昨今のウクライナ情勢など，混沌とする世界情勢の中で，児童生徒が人権について正しい知識を学ぶ機会を充実させることが必要であると認識しております。

はじめに，アニメーション「めぐみ」を生かした教育現場での指導，取組についてでございますが，アニメーションの内容が，北朝鮮による日本人拉致問題を取り扱っており，家族の絆の大切さや人権を侵害されることの悲惨さについて，児童生徒が深く考えることができる内容であることから，各学校に対して，児童生徒の実態に応じて活用するよう，毎年周知を図っております。

また，県教育委員会発行の「人権教育指導資料（みんなえがお）」や，令和3年3月に県が作成した人権教育啓発映画「ホーム」のDVDを全ての学校に配布するとともに，様々な人権課題に対するさらなる理解啓発のため，授業や校内研修等において積極的に活用するよう，各学校に対して指導しております。

さらに，本市におきましては，インターネットによる人権侵害や性別，人種，民族をはじめとする17の人権課題についての理解を深め，資質及び指導力の向上を図ることを目的に，教職員対象の人権教育研修会を毎年実施しております。今年1月には，全ての教職員を対象とした研修会をオンラインで実施いたしました。

次に，教育現場における児童生徒に対する人権教育の取組の実態についてでございますが，先に申し上げました様々な教材等を活用しながら，児童生徒は社会科や道徳，水戸まごころタイムにおいて，基本的人権の尊重や命の大切さ，いじめのない人間関係づくりなどについて学んでおります。

また、様々な人権課題について、児童生徒と一緒に考える人権教室・人権集会を実施するとともに、「自分らしさ、あなたらしさ」などの標語を用いた人権啓発ポスター、人権作文、人権シンボルマークを作成するなど、工夫した取組を行っております。

今後におきましても、人権尊重の精神の涵養を目指し、人権について、偏りのない正しい知識を身に付けた、自分や他者の人権を大切にする児童生徒の育成に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：魁，水戸 後藤 通子

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) 部活動の在り方について**

**ア 国の方針と本市の方針についての見解，部活動の位置付けについて**

**イ 部活動は教育の一環となっているが，そこに働き方改革として部活動指導員が入ることについての見解。**

質問内容：部活動について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

国は，平成 30 年 3 月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し，本市では国，県の方針を受け，7 月に水戸市運動部活動の活動方針を策定した。部活動の位置づけを含めて，生徒や教員への効果について伺いたい。

また，本市では，部活動指導員が活用されているが，外部の指導者に任せることで，文武両道を目指すことができるか心配がある。部活動指導員の活用状況と効果について伺いたい。

**【答弁要旨】**

部活動の在り方について，お答えいたします。

はじめに，国や市の方針と部活動の位置付けについてですが，部活動は，学習指導要領において，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連を図られるよう留意することと示されており，顧問である教員が指導を行っております。

しかしながら，顧問である教員の中には，担当している部活動の競技経験がない者もいることや，土日の活動など，勤務時間外にも活動が行われ，教員の長時間勤務の大きな要因となっております。

このため，平成 30 年 3 月，国からの「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定を受け，本市では平成 30 年 7 月に「水戸市運動部活動の活動方針」を策定し，令和元年 9 月には文化部活動も含めた部活動の活動方針に改定しております。

主な内容は，平日と休日にそれぞれ 1 日，週当たり 2 日以上 of 休養日を設けること，1 日の活動時間を平日 2 時間程度，休日 3 時間程度とすること，原則として朝の活動は行わないことを明記しております。

これにより生徒にとっては，部活動とそれ以外の活動との時間の使い方にメリハリをつけられるようになり，また教員は，授業の準備や教材研究，自己研鑽等の時間を確保することができました。

国は，平成 29 年 4 月に部活動の円滑な運営と教員の働き方改革を目的として，部活動指導員を制度化いたしました。部活動指導員の職務としては，専門的な知識を生かして技術指導，保護者等への連絡，大会の引率等，単独で指導を行うことなどが可能となっております。

本市は他市町村に先がけて，平成 30 年度には，5 名の部活動指導員を任用し，4 校に配置し

ております。その後、段階的に拡大を図っており、本年度は27名を本市の会計年度任用職員として任用し、全ての中学校に配置いたしました。部活動指導員は、生徒の専門的技術の向上にとどまらず、練習に臨む心構えやけがの未然防止に向けた指導など、生徒が心身ともに成長するための支援をしております。

また、**教員のかわりに部活動の技術指導や練習計画の作成、大会の引率等、専門的知識を生かした指導が2月末現在で3,240時間行われるなど、教員の負担軽減を図ることができております。**

顧問教員は部活動指導を任せることで、平日の部活動の時間に並行して授業の準備、生徒の悩みごとや学習相談に応じる時間が確保できるなどの効果が生まれております。

今後におきましては、現在、国において、実践研究が進められている、地域運動部活動推進事業の動向も視野に入れながら、より多くの部活動指導員を活用した部活動の円滑な運営に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：日本共産党水戸市議団 土田 記代美

答弁者：教育部長

**1 教育行政について**

**(1) 学校プールと水泳教育について**

質問内容：学校プールと水泳授業について

担当課：学校施設課  
教育研究課

**【質問要旨】**

水泳授業を学校外の民間施設等で行うということだが、これまでの修繕が無駄になるとともに、子どもたちの夏の楽しみがなくなり反対である。撤回してはどうか。

また、水泳授業の外部実施への移行スケジュールは、3年間の時間差があり、移行の順番にも納得いかない。さらには、比較的新しい6つの小学校は移行対象となっていない。全てのこどもに平等な教育機会を与えることが、市の責務であり、各学校の子どもたちの環境が異なるのはいかなるものか。

**【答弁要旨】**

学校プールと水泳教育について、お答えいたします。

本市の小学校の水泳授業は、例年6月中旬から7月下旬にかけて実施しておりますが、梅雨の時期と重なり、気候や天候の影響を受け、計画的どおりに実施できないといった課題やプールの老朽化が進んでいるなどの状況がございます。

特に、プール施設については、プール槽やプールサイドの破損に加え、ろ過機、配水管など、設備の不具合が相次いで発生しており、修繕を重ねていかざるを得ない傾向にあります。

このような中、本年度は、梅が丘小学校において試行的に民間施設を活用して、水泳授業を行ったところ、子どもたちからは「屋内プールなので風もなく寒くない」、「温水なのでずっと入っている」など、天候に左右されることなく授業が実施できることへの喜びの声が届いております。

また、教職員からは「水泳への興味関心が高まり意欲的に取り組む児童が増えた」など、子どもたちの変化を実感しているといった意見が寄せられています。保護者からは「これまでプールを嫌がっていたが、今年は積極的に参加するようになった」、「より良い環境になってありがたい」などの反響がございます。

また、市学校長会からも、学校外の屋内プール施設の活用に向けた要望をいただいております。築30年以上経過しているプールを保有する小学校について、学校外の屋内プール施設を活用しての水泳授業の実施に向け、学校、民間施設等と協議を重ねてまいりました。

学校外プール施設の活用に当たりましては、学校と民間施設等が連携し、円滑かつ確実に水泳授業を実施する必要があります。

そのため、各年度の対象校につきましては、プールの建設年が古い学校や施設設備に不具合のある学校などを優先し、令和4年度から令和6年度までの3年間で段階的に拡大していく移行スケジュール案を作成したところでございます。

また、今回、学校外プール施設活用の対象となっていない6校の小学校につきましても、プー

ルの老朽化の進行の状況などを踏まえて、使用する施設までの移動時間、受け入れ可能な人数、学級数など、学校外プール施設との調整を行いながら、今後、学校外プール施設の活用を検討してまいります。

本事業につきましては、小学校の水泳授業について、順次、従来からの転換を図り、良好な水泳環境である学校外の屋内プールを活用して実施するものであり、子どもたち、教職員、保護者から多くの期待が寄せられているものでありますことから、しっかりと準備をし、水泳授業の円滑な運営に努めてまいります。

## (2) 中学校の部活動について

質問内容：部活動について

担当課：教育研究課

### 【質問要旨】

中学校の部活動では、これまでも保護者は部活動に係る費用を負担している。今後、休日の部活動の段階的な地域移行に伴い、受益者負担となると保護者の負担が増加し、心配である。

令和3年度地域運動部活動推進事業のモデル校として実践研究を行った、双葉台中学校の取組について伺いたい。

### 【答弁要旨】

中学校の部活動について、お答えいたします。

**国は**、令和2年9月に、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と学校の働き方改革も考慮したさらなる部活動改革の推進を目指し、具体的な実現方策やスケジュール等の方針を示したところであります。

さらに、令和3年度から地域運動部活動推進事業を実施し、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域との連携による活動への移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営団体の確保などの課題に取り組むために拠点校において実践研究を実施し、研究成果を普及することで、休日の地域部活動の全国展開につなげることとしました。

県内ではつくば市の中学校と本市の双葉台中学校が、県の実践研究のモデル校に指定され、昨年5月から本年2月までを期間として実践研究を実施いたしました。双葉台中学校の男子バスケットボール部など5つの部活動においては、運営団体であるNPO法人から専門的な指導を行う指導者が派遣され、土日のいずれかの日に1回3時間程度の部活動指導を行いました。受益者負担となる費用については、双葉台中学校後援会からも御支援をいただきながら運営いたしました。

双葉台中学校の研究の成果として、地域運動部活動に参加した生徒・保護者からは、専門的な指導を受けたことで大会において活躍できたとの声や練習内容、練習プログラムに対して約8割が満足しているとのアンケートの回答が寄せられております。

研究成果を普及する方法や課題を検証するため、総合教育研究所において、市中体連会長や民間スポーツクラブ、保護者等の委員からなる検討・運営会議を開催し、今後の部活動の在り方等について協議を行っております。検討・運営会議では、研究成果を市内へ発信していくことや課題である運営団体や指導者の確保、受益者負担の在り方などを検証していくことで市内全域への展開が推進されるなどの御意見をいただいたところでございます。

今後におきましては、双葉台中学校での成果や課題である人材確保や受益者負担の在り方などについて丁寧に検証し、国や県の有識者会議の動向を踏まえながら、休日の部活動の地域移行推進に努めてまいります。

## 2 文化行政について

### (1) 市立博物館について

質問内容：博物館について

担当課：歴史文化財課

#### 【質問要旨】

市立博物館では貴重な資料を多数収蔵し、素晴らしい展示を行っているが、施設が老朽化し、職員数も不足していると感じている。県都・水戸の誇りとなる博物館として、予算措置や人員配置の充実が必要ではないかと考えるが、見解を伺いたい。

#### 【答弁要旨】

市立博物館についての御質問にお答えいたします。

市立博物館につきましては、市制施行 90 周年記念事業として、昭和 55 年 7 月に開館した、自然、歴史、民俗、美術の 4 部門からなる、県内でも数少ない総合博物館でございます。

博物館は開館以来、郷土の歴史や文化、自然にふれることができる機会を提供し、市民の主体的に学ぶ意識を醸成するため、特別展の開催や常設展示の充実にも努めてまいりました。本市の文化の発展にとって博物館の果たすべき役割は大きく、さらにその魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

こうした認識のもと、博物館においては、各部門に学芸員を配置し、適正な体制を維持しながら、特別展や体験教室などの事業を積極的に行い、郷土の魅力を知る機会の創出を図っているところでございます。昨年秋には、水戸東照宮創建 400 年記念特別展「徳川頼房」を開催し、これまで知られることの少なかった水戸藩初代藩主の生涯を広く発信し、大きな反響をいただいたところであります。

また、博物館では郷土に関する資料の収集にも注力しており、これまでに、横山大観の「水温む」をはじめ、4 部門で計 5 万点以上にわたる資料を収集してまいりました。収集に際しては、寄贈や寄託によるもののほか、県外流出し、所在不明になってしまうおそれがあった水戸出身の女性画家・櫻井雪保の作品「龍虎図屏風」の購入など、水戸ゆかりの資料の保護と所蔵品の充実に向け、水戸市立博物館資料収集専門委員から助言をいただきながら、適宜資料購入を進めております。

一方で、博物館は開館より 40 年以上が経過し、施設や設備の老朽化が進行しているなどの課題も生じております。

このため、本市におきましては、平成 28 年度から 29 年度にかけて施設を休館し、耐震化を主とした大規模改修を行い、改善に努めてまいりました。また、消防設備や空調等、資料の保全に欠かせない設備についての修繕も適宜進めております。来年度には展示ケースの改修を予定しており、貴重な資料を将来の世代に守り伝えるための取組を推進してまいります。

今後につきましては、展示の内容や調査研究をより一層充実させ、市民の皆様に親しまれる、魅力ある博物館となるよう努めてまいります。

**一般質問**

質問者：誠和会 安藏 栄

答弁者：教育部長

**1 教育行政について****(1) 武道教育について**

質問内容：武道教育について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

中学校における武道教育は必修となっているが、現在のコロナ禍における各中学校の実施状況について伺いたい。また、アフターコロナに向けた今後の取組について伺いたい。

**【答弁要旨】**

武道教育について、お答えいたします。

武道は、学習指導要領によると、武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、武道の伝統的な考え方を理解するとともに、相手を尊重し、礼節を重んずることが大切であると示されております。

そのため、技能の習得に加え、礼法など、武道の伝統的な精神を指導することが大変重要であると認識しております。

本市におきましては、武道が保健体育科で必修化される以前から中学校の授業に取り入れてまいりました。さらに、本市では、全ての中学校に屋内運動場とは別に武道場を設置しており、武道教育を行うための環境整備が図られています。

**中学校の保健体育科における武道教育の実施状況でございますが、学習指導要領において、武道は、原則として、柔道、剣道、相撲の種目の中から1つを選択し、実施することとしております。本市の場合、現在、12校において柔道、2校において剣道、1校は、柔道と剣道の選択制、合気道を行っている学校も1校ございます。**

しかしながら、現在のコロナ禍において、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする運動については、特に感染リスクが高いことから、その実施について慎重に検討することなどが、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に示されております。

**そのため、本市では、柔道や合気道では、礼法や受け身の指導、剣道では、形や素振りの指導に時間をかけるなど、感染症対策を講じながら感染リスクを抑えた活動を行っております。**

また、武道の授業は、柔道や剣道の有段者である教員が指導に当たるとともに、段位を取得していない教員は、武道講習会に参加し、安全かつ有効な指導法のあり方等について研修を受けるなど、指導力の向上に努めております。

アフターコロナに向けた取組といたしましては、今まで以上に児童生徒が武道教育を通して、技能の習得だけでなく、礼節を重んじ、人間形成を図る武道の伝統的な精神を学べるよう、武道教育の充実に努めてまいります。

**一般質問**

質問者：魁，水戸 袴塚 孝雄

答弁者：教育部長

**1 市長の政治姿勢について**

**(1) 教育行政について**

ア ウイズコロナ（共生）時代の本市教育の在り方について

イ 学校行事の相次ぐ中止等により，子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しているが，思い出づくりや学校生活の反省点及び今後の在り方について

質問内容：コロナ禍における教育の在り方について

担当課：教育研究課

**【質問要旨】**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための相次ぐ臨時休業等に伴う子どもへの対応及び本市が目指す今後の展望について伺いたい。

また，運動会や体育祭，修学旅行等の子どもたちにとってかけがえのない貴重な思い出となる有意義な教育活動が感染拡大防止のため中止となっているケースが多く見られるが，本市の現状と今後の対応について伺いたい。

**【答弁要旨】**

はじめに，ウイズコロナ（共生）時代の本市の教育の在り方について，お答えいたします。

本来の教育は対面で行うことが児童生徒にとって大切であると認識しておりますが，ウイズコロナ（共生）時代となり，本来の学校教育活動である教師と児童生徒が対話しながら，生きる力を身に付け，集団生活の中で友人たちと友情を培い，豊かな人間性を育むことが難しい現状にあります。

このような状況の中，できる限り本来のあるべき教育に近づけるよう，各学校においては，児童生徒1人1台端末を授業の中で工夫をしながら活用し，オンライン授業等を実施しております。臨時休業となり，対面授業が困難な場合は，より対面に近い授業となるよう，児童生徒同士がグループとなって意見を出し合う時間を設けることや，図画工作や家庭科の授業では，作品等を画面上で見せ合いながら話し合う時間を設けるなど，双方向でのやり取りを多く取り入れるよう指導しています。また，指導主事が教員の授業力向上を図るため，訪問指導等を行い，適切な授業例を示しながら，これまで以上に教員のレベルアップに力を入れているところです。

今後も，感染拡大により臨時休業を余儀なくされ，平常時と同じように児童生徒とかわかっていくことが困難となる場面が想定されますので，学校に登校できる期間を大切にしながら，人と人との触れ合いの中で，児童生徒が楽しく，健やかに学校生活を送ることができるよう，一人一人の思いに寄り添った，より質の高い教育活動の推進に努めてまいります。

次に，学校行事の相次ぐ中止等による思い出づくりや学校生活の今後のあり方について，お答えいたします。

学校行事は，児童生徒にとって学校生活に潤いや秩序と変化を与える大切な教育活動であると考えております。

しかしながら，中学校の修学旅行や船中泊を伴う自然教室につきましては，新型コロナウイルス

スの感染拡大防止の観点から、全国の感染状況や実施期間中の医療体制など、安全面の確保が困難であると判断し、生徒の健康安全を最優先に考え、中止という、苦渋の決断をいたしました。

この行事を楽しみにしていた生徒の気持ちを考えると、非常に残念であります。そのため、生徒の思い出に残るような代替行事を実施するように各学校に要請し、生徒の意見を取り入れながら、鬼怒川でのラフティング体験、河口湖でのネイチャーウォークなど全ての学校で代替行事を実施してまいりました。

また、小学校におきましても、臨時休業や学級閉鎖等により、大切な絆づくりや友情を深める活動でもある運動会や遠足などの学校行事は、規模の縮小や時間短縮などを余儀なくされております。そのため、各学校の運動会においては、クラスマッチ方式や学年ごとの開催、入場者の制限など、従来のやり方にとられない、新たな発想を生かして開催しております。

今後におきましても、学校行事を開催する時期や方法等について、前例にとられず検討し、児童生徒の思い出に残るような行事をできる限り実施するよう支援してまいります。

#### ウ 開放学級の教室不足解消に向けた取組について

質問内容：開放学級について

担当課：放課後児童課

##### 【質問要旨】

開放学級の登録人数に対して、実施場所のキャパシティが不足して困っているとの声が寄せられている。児童の利用率が高い開放学級もあれば、低い開放学級もあり、教室の過密状況の解消に向け、対応策があるのか伺いたい。

##### 【答弁要旨】

開放学級の教室不足解消に向けた取組について、お答えいたします。

開放学級の実施施設の確保につきましては、本市では、余裕教室の活用を基本とし、不足する場合は開放学級専用棟を建設するなど、全ての学校で受入れ体制を整備し、入級を希望する全ての小学校6年生までの対象児童の受入れに取り組んでまいりました。

開放学級の実施にあたりましては、利用する児童数に基づいた実施施設の確保が重要であることから、開放学級の利用児童数の確認を毎月行うとともに、訪問指導員による訪問を定期的に行うなど、各開放学級の実態把握に努めております。

一方、夏季休業期間をはじめ、曜日や時間帯によって、利用児童が増える場合もありますので、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点からも、**利用児童の多い時間帯等については、校庭での活動や学校の余裕教室を活用するなど、各開放学級が円滑に運営できるよう、工夫して対応してまいりたいと考えています。**

今後におきましては、開放学級の利用児童数など、運営の状況を充分捉えるとともに、学校や開放学級の運営を受託する民間事業者と情報共有を密に行い、対応が必要となる開放学級につきましては、余裕教室等を利用できるよう、市が積極的に関わりながら、協力して対応に取り組み、放課後等における児童の健全育成の適切な推進に努めてまいります。

## 報告（2）

### 水戸市地域文化財の認定について

#### 1 満蒙開拓幹部訓練所 事務棟・講義棟

- (1) 名称・数量 満蒙開拓幹部訓練所 事務棟・講義棟 2棟
- (2) 区分 有形文化財（建造物）
- (3) 所有者 公益財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校
- (4) 所在地 水戸市鯉淵町 5965 番地
- (5) 認定日 令和4年3月22日
- (6) 概要

本資料は、満州に移住する農家の指導者を養成する施設として、昭和14（1939）年に建設された満蒙開拓幹部訓練所の現存建造物である。当時はこの2棟の間に、「大講堂」という訓練所のシンボルとも言うべき建物が存在したが、太平洋戦争末期の昭和20（1945）年、空襲の目標となる恐れから解体された。終戦と同時に訓練所は閉鎖となったが、建物は高等農事講習所を経て、現在の所有者に引き継がれた。

両棟とも平屋建て、屋根は切妻造、棧瓦葺で、建物桁行中央に土間通路を設け、どちらも大講堂正面に出入りできる平入り構造を取る。桁行17間（31.9m）、梁間3間（7.2m）で、建物片面に廊下を設ける教室形式は、明治以降の学校建築の形式を踏襲している。

満州開拓に関する現存建造物は国内にもあまり例がなく、本市の近代史はもとより、わが国の満蒙開拓史の観点からも貴重な歴史的建造物である。



事務棟



講義棟

#### 2 木村家住宅 水戸空襲遺構（附焼夷弾1点）

- (1) 名称・数量 木村家住宅 水戸空襲遺構（附焼夷弾1点） 1室
- (2) 区分 有形文化財（歴史資料）
- (3) 所有者 個人
- (4) 所在地 水戸市上水戸2丁目地内
- (5) 認定日 令和4年3月22日
- (6) 概要

本資料は、昭和20（1945）年8月2日の水戸空襲の痕跡を留める一室である。本住宅は、市

内で空襲を受けた地域の西端に所在する。

玄関脇の洋室（応接室）の天井に、焼夷弾（M69 油脂焼夷弾）が貫通した穴と、壁面に油脂の燃えた跡と思われる痕跡が認められる。住宅は改修により外観・内装を変えたが、この洋室のみは当時のまま保存されている。また、着弾した焼夷弾の筒も残されている。

水戸空襲の被害を受けた住宅の多くが建て替えによりその痕跡を消す中であって、本資料は当地域の空襲被害を物語る稀少な文化財である。



焼損痕の残る部屋



焼夷弾

### 3 見川小学校のシダレザクラ

- (1) 名称・数量 みがわしょうがっこう 見川小学校のシダレザクラ 1株
- (2) 区分 記念物（天然記念物）
- (3) 所有者 水戸市
- (4) 所在地 水戸市見川2丁目96番3号
- (5) 認定日 令和4年3月22日
- (6) 概要

本資料は、推定樹齢300年、エドヒガン系のシダレザクラである。現在の幹は孫生えと見られる。

江戸時代、見川小校庭の一部は、現在も隣接する妙雲寺の境内地であった。水戸藩第2代藩主徳川光圀を養育した三木之次夫妻の菩提寺となっており、光圀が三木夫妻を悼んでサクラをお手植えしたと伝承されている。

樹高6.2m、根周り4.8m、地上50cmで主幹から枝分かれし、枝分かれ前の幹周りは4.1mを測る。枝振りもよく、地域から愛されるサクラである。



開花期のシダレザクラ



地区会・学校合同のライトアップイベント

## 次回以降の教育委員会会議等日程（案）

令和4年4月7日現在

区 分	日 時	場 所	備 考
第5回教育委員会定例会	令和4年4月28日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 4階 中会議室4	
第6回教育委員会定例会	令和4年5月19日（木） 午後5時から	市役所本庁舎 4階 中会議室4	
<b>第7回教育委員会定例会</b>	<b>令和4年7月7日（木） 午後5時から</b>	<b>市役所本庁舎 4階 中会議室4</b>	

※ゴシック体は、追加日程です。